

【エクアドル経済：2009年1月】

1. 国内経済

(1) 鉱山法の制定

12日、鉱山法(Ley de Minería)案が立法・査察委員会の賛成票50、反対票6、白紙票3、欠席5を以て可決された。同法案は再度コリア大統領に差し戻されたが、20日、コリア大統領は拒否権を発動し、同法案の修正審議をするよう立法・査察委員会に再度差し戻した。

26日、立法・査察委員会は同法案第12条及び24条の一部を修正し、賛成票50を以て同法案を可決した。

29日、同法案は官報第517号に掲載され発効した。同法案発効後6ヶ月以内に、部門省(ministerio Sectorial)、及び鉱山規則・コントロール庁(Agencia de Regulacion y Control Minero)が設置され、種々の鉱山法規則が制定される予定である。

(2) 貿易輸入規制

22日付官報第512号 貿易投資審議会決議第466号(Resolucion 466 del COMEXI)を以て、貿易輸入規制を適用する旨の法措置が発効した。

(a) 貿易輸入規制要旨

- ・本措置は1月22日の官報掲載を以て発効する。
- ・627品目に対し貿易輸入規制措置を適用する。
- ・本措置は一年間を期限とする時限立法である。
- ・アンデス共同体(CAN)諸国に対しても同措置を適用する。

(b) 貿易輸入規制品目及び詳細

- ・食料品(砂糖・菓子・洋酒等) : 輸入関税30～35%増額
- ・食料品(野菜・果物・卵等) : 2008年輸入総量実績の70%に制限
- ・家具(家庭用・事務用) : 輸入関税30～35%増額
- ・繊維(綿・羊毛・化学繊維) : 1Kgあたり10～12ドルの関税増額
- ・CBU(完成車)・CKD(車部品キット) : 2008年輸入総量実績の65%～70%に制限
- ・一部の文房具・電化製品 : 2008年輸入総量実績の65%～70%に制限

(3) 国家税収

2008年の国家税収総額は61億9,450万ドル(前年比120.4%)となり、2008年度国家予算案税収予定総額55億2,500万(112.1%)を大幅に上回るものとなった。

	2007年	2008年	(前年比)
(a)消費税(IVA)	:30億 460万ドル	34億 7,050万ドル	(15.5%増)
(b)所得税(IR)	:17億 5,680万ドル	23億 6,920万ドル	(34.9%増)
(c)特別消費税(ICE)	: 4億 5,670万ドル	4億 7,390万ドル	(3.8%増)
(d)自動車税	: 7,440万ドル	9,530万ドル	(28.2%増)
(e)その他	: 740万ドル	1,192万ドル	(61.0%増)
税収総額	:51億 4,410万ドル	61億 9,450万ドル	(20.4%増)

(4) 国民個人資産申告

客年12月30日付官報第497号を以て、国内納税制度組織法(Ley Organica de Regimen Tributario Interna)第40条Aの規定措置(N. NAC DGER 2008 1510)が発効した。

2009年1月1日時点において個人総資産10万ドルを有するエクアドル国民及び当国在住の外国人は国税庁(SRI)に個人総資産申告をしなければならない。本措置は2009年より実施され

る。同申告は毎年 5 月迄に行わなければならない。所有する全ての不動産・動産及び負債に対し適用される。なお、個人総資産にはエクアドル国外の資産も含まれ、資産所在国で無課税の場合、課税対象となる。【当館註:同法案は発効したものの、現在修正に向け審議中である】

(5)自動車業界

5 日、エクアドル自動車販売業者連盟(AEADE)は 2008 年度 1～11 月の当国自動車販売台数が 9 万 7 千台に達する旨、右は前年同期比より約 6 千台の増加となる旨発表した。2008 年の年間販売台数総計は 10 万台を超えると予想される。

2. 対外経済

(1)グローバル国債

13 日、ビテリ財務大臣は「グローバル国債 2015 の利子 3,090 万ドルを償還する」旨明らかにした。また、同大臣は「近日中にグローバル国債 2012 及び 2030 の解決に向け、金融顧問及び弁護士からなる交渉チームを結成した」と発表した。

※以上は、当地新聞情報を取りまとめたものです。